



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドクレスト
代 表 者 名 代表取締役 安川 秀俊
(コード番号 8871 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役 箱崎 一彦
(TEL. 03-3516-7111)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

I 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法 362 条第 4 項 6 号及び会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

1. 当社グループは、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定する。
2. コンプライアンスの基本方針の周知徹底及び実施のために、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するコンプライアンス統括責任者を定め、コンプライアンス統括責任者は、取締役及び使用人を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。

II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づく内部監査を実施する。

IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

1. 経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を 10 名以内と定める。
2. 経営戦略の浸透及び各部署のタイムリーな現状報告を目的とし、全取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を定期的に行う。
3. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

V 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

1. 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務することで、子会社の業務の決定及び執行についての適正性を管理する。
2. 子会社の経理状況を把握するため、経常的なモニタリングを行う。

VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

VII 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

1. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

VIII 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

1. 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
2. 取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。

IX その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

監査役の監査の実効性確保を図るために、取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

以 上